近江八幡国民休暇村野営場施設計画 (個別施設計画)

令和2年3月 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

基本情報						אונייוני ו מכאוינו				
施設名称										
(愛称)	近江八幡国民	木暇村野営場								
HPアドレス	_		(建物外観等	})						
電話番号	0748-32-3138		-	通信 1		Section .				
所在地	近江八幡市沖,	島町宮ヶ浜				17.7				
	自然公園の利息	用の促進を図るための施		11		(100m) (8年)				
設置目的	設として整備さ	れたもの。				110				
			A 100							
					- A PROPERTY.					
					CAROLINA					
所管	部局 琵琶湖環境部									
誄寺		自然環境保全課	A SA							
設置年月		昭和38年								
土地	敷地面積	15,044m ²	避難所指定			_				
	市街化区域	区域区分が定められていない都市計画区域	防災拠点指	定等	_					
	用途地域	ı	文化財指定			_				
建物	延床面積	399m2	再生エネルギー等		_					
	取得価額	63,450,700円	自家発電設	<u></u> 備		無				
運営	運営方法	県有財産無償管理委託		障害者用	障害者用エレベーター 無					
	運営時間	4月末~10月下旬	バリアフ	多目的トイレ		無				
	休館日		リー	オストメイ	(ト対応トイレ	無無				
駐車	台数	250台		車いす使	用者用駐車場	無				
特記事項	_									

施設概要					
名称	主体構造	設置年	延床面積	階数 耐震	備考
セントラルロッジ	木造	S60.4.1	213. 65 m ²	1 新耐震	
便所(C)	鉄筋コンクリート造	S60.4.1	45. 5m²	1 新耐震	
炊事舎(A)	木造	S60.4.1	39 m²	1 新耐震	
炊事舎(B)	木造	S60.4.1	39 m²	1 新耐震	
炊事舎	木造	S53.4.1	30. 24m²	旧耐震(耐震 1 診断なし)	
機械室	木造	H6.4.1	7. 59m²	1 新耐震	
公衆便所	木造	H7.4.1	24. 48m²	1 新耐震	
成果情報					
	H28	H29	H30	3ヵ年平均	備考
利用可能日数(単位:日)	365	365	365	365.0	
年間利用人数(単位:人)	22,595	14,383	13,718	16,898.7	
1日あたり利用人数(単位:人/日)	61	39	37	45.7	
年間収入(単位:円)	0	0	0	0.0	
1日あたり収入(単位:円/日)	0	0	0	0.0	
コスト情報					
	H28	H29	H30	3ヵ年平均	備考
収入(単位:円)	0	0	0	0.0	
				0.0	
支出(単位:円)	0	0	0	0.0	
収支(単位:円)	0	0	0	0.0	
<u>資産老朽化比率(※)</u>	93.0%	93.0%	94.0%	男計館(建物))	

[※]減価償却累計額(建物)/(有形固定資産合計(建物)+減価償却累計額(建物))

1. 策定の趣旨

本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として策定するものです。

2. 対象施設

近江八幡国民休暇村野営場

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設

3. 計画期間

定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

4. 個別施設の状態等

(1)施設の劣化・損傷の状況や要因等

場内登り口及び通路の転落防止柵の経年劣化による腐朽 中央トイレの老朽化、各テントの備え付けの机、ベンチの経年による破損 各所給排水管の老朽化による破損、水漏れ

(2)点検・診断の実施方針

近江八幡国民休暇村野営場は休暇村近江八幡に無償管理委託し、維持管理は休暇村近江八幡が実施している。滋賀県県有施設点検マニュアルに基づき毎年点検を行う。

(3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項

5. 対策の優先順位の考え方

(1)目標使用年数

適時適切な改修等により、法定耐用年数を超えて使用することを目標とする。

(2) 当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方

耐用年数を迎えた建築物について、野営場施設全体の機能を勘案したうえで順次廃止、移管を 検討

6. 対策内容と実施時期

(1)基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

(2)取組方針

|①点検・診断等

・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価(診断)を行う。

・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等への反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。

②安全確保

・公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、 速やかに安全確保のための措置を行う。

・老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じる ことがないよう適切に処分・除却等を進める。

③耐震化

・旧耐震の建物について、今後耐震化に向けた検討を行う。

④施設総量の適正化

· 今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に実施する。

・更新時期が到来した施設については、国・市町の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。

· 統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を 行う他、計画的に除却等を進める。

⑤長寿命化

・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

⑥維持管理・修繕・更新等

・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。

・施設の更新(建替・改修)については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

対策費用											
長寿命化対策										(単位:百	5万円)
—————————————————————————————————————					ŕ	F次計画	Ī				
施設名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
な対策				_							
大規模改修	Π					ᅩᄽᆉᄑ	.			(単位:百	<u> </u>
施設名	D1	D0	D0	D4		F次計画		D0	DO	D10	=L
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
스탠							0	0	0		0
<u>合計</u> Eな対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の改修	等					手次計 画	ī			(単位:百	5万円)
施設名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
	111	1\Z	110	114	110	110	117	110	113	1110	ПΙ
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<u> </u>	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
策費用につい D計画により				はない。							
新履歴											
到新履歴 更新年月					更	新した内	容				
					更	新した内	容				
					更	新した内	容				
					更	新した内	容				
					更	新した内	容				
					更	新した内	容				
					更	新した内	容				
更新年月					更	新した内	容				